

## 市民の企画提案による協働のまちづくり事業 負担金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づく事業の実施に要する経費のうち、市が負担する経費の交付等について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者及び対象事業)

第2条 負担金の交付を受けることができる者は、実施要綱第14条の規定により協定を締結した団体とする。

2 負担金の交付の対象となる事業は、実施要綱第13条の規定により採択された事業（以下、「協働事業」という。）とする。

### (対象経費)

第3条 負担金の交付の対象となる経費は、協働事業実施に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 団体の維持運営に係る経費
- (2) 負担金交付決定前の事前準備等に係る経費
- (3) 他の制度により助成等を受ける経費
- (4) 懇親会費等

### (負担金の額)

第4条 負担金の額は、1事業50万円以内とし、かつ予算の範囲内で市長が定める額とする。

### (交付の申請)

第5条 協働事業について負担金の交付を申請しようとする者は、市長が指定する期日までに市民の企画提案による協働のまちづくり事業負担金交付申請書（様式第1号）（以下、「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施計画書（実施要綱様式第5号）
- (2) 収支予算書（実施要綱様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、負担金の交付を決定したときは、交付決定額その他の決定事項を書面により申請者に通知するものとする。また、交付しないことを決定したときも書面により通知するものとする。

2 市長は、負担金の交付を決定する場合において、協働事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に負担金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る負担金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第8条 市長は、負担金の交付を決定した後において、負担金の交付決定を受けた者(以下、「交付団体」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により協働事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、当該事業のうち既に実施した部分については、この限りではない。

(状況報告等)

第9条 市長は、負担金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付団体に対し、協働事業の進行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき協働事業が負担金の交付の決定の内容に従っていないと認めるときは、交付団体に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

(協働事業の内容の変更等)

第10条 交付団体は、負担金の交付決定の後において、実施要綱第15条第2項の規定に基づき協働事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、市民の企画提案による協働のまちづくり事業変更申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、収支予算の科目に変更がなくかつ交付決定額の増額でない変更の場合は提出を要しないこととする。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、その旨を書面により交付団体に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 交付団体は、協働事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、市民の企画提案による協働のまちづくり事業完了報告兼精算書(様式第3号)(以下、「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施報告書(実施要綱様式第7号)

(2) 収支決算書(実施要綱様式第8号)

(3) 支出を証する書類の写し

2 前項第3号に規定する支出を証する書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実施調査等により添付に替えることができるものとする。

3 第1項に規定する完了報告書の提出は、交付決定をした年度の3月31日を超えないものとする。

(負担金の額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、協働事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、その額を交付団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた者から負担金の交付請求があったときは、負担金を交付するものとする。

(負担金の概算払い)

第13条 前条の規定にかかわらず、協働事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、負担金の交付決定額の全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

2 交付団体は、前項の規定による負担金の概算払いを受けようとするときは、市民の企画提案による協働のまちづくり事業負担金概算払い申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、概算払いを承認したときは、その旨を書面により交付団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第11条に規定する完了報告書の提出があった場合で、完了報告書に係る事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、交付団体に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付団体が負担金を他の用途に使用し、その他協働事業に関して負担金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第12条の規定により負担金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により負担金の交付決定の取り消しを決定したときは、書面により交付団体に通知するものとする。

(負担金の返還)

第16条 市長は、負担金の交付決定を取り消した場合において、協働事業の取消しに係る部分に関し既に負担金が交付されているときは、交付団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、交付団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

第17条 市長は、第9条第2項若しくは第14条の規定による指示をするときは、交付団体に対してその理由を提示するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 交付団体は、協働事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該協働事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成22年4月8日から施行する。

附則

この要綱は平成27年11月24日から施行し、平成28年度以後の年度分の事業について適用する。

附則

この要綱は平成31年4月8日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月10日から施行し、平成32年度以後に実施する事業の負担金の交付について適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和4年度以後に実施する事業の負担金の交付について適用する。